

令和6年度

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構
事業概要

企画調整局

目 次

[1]	設 立 の 趣 旨	1
[2]	概 要	2
1	名 称	2
2	所 在 地	2
3	設 立 年 月 日	2
4	基 本 財 産	2
5	出 捐 総 額	2
6	機 構	3
7	職 員 数	4
8	評 議 員 及 び 役 員	6
[3]	定 款	8
[4]	令 和 5 年 度 事 業 報 告	1 9
1	事 業 報 告	1 9
2	財 務 諸 表	2 5
3	財 務 状 況	3 2
[5]	令 和 6 年 度 事 業 計 画	3 3
1	事 業 計 画	3 3
2	財 務 諸 表	3 7
[6]	主 要 事 業 の 推 移 (令 和 3 年 度 ~ 令 和 5 年 度)	4 1
	参 考 資 料	4 2

〔 1 〕 設立の趣旨

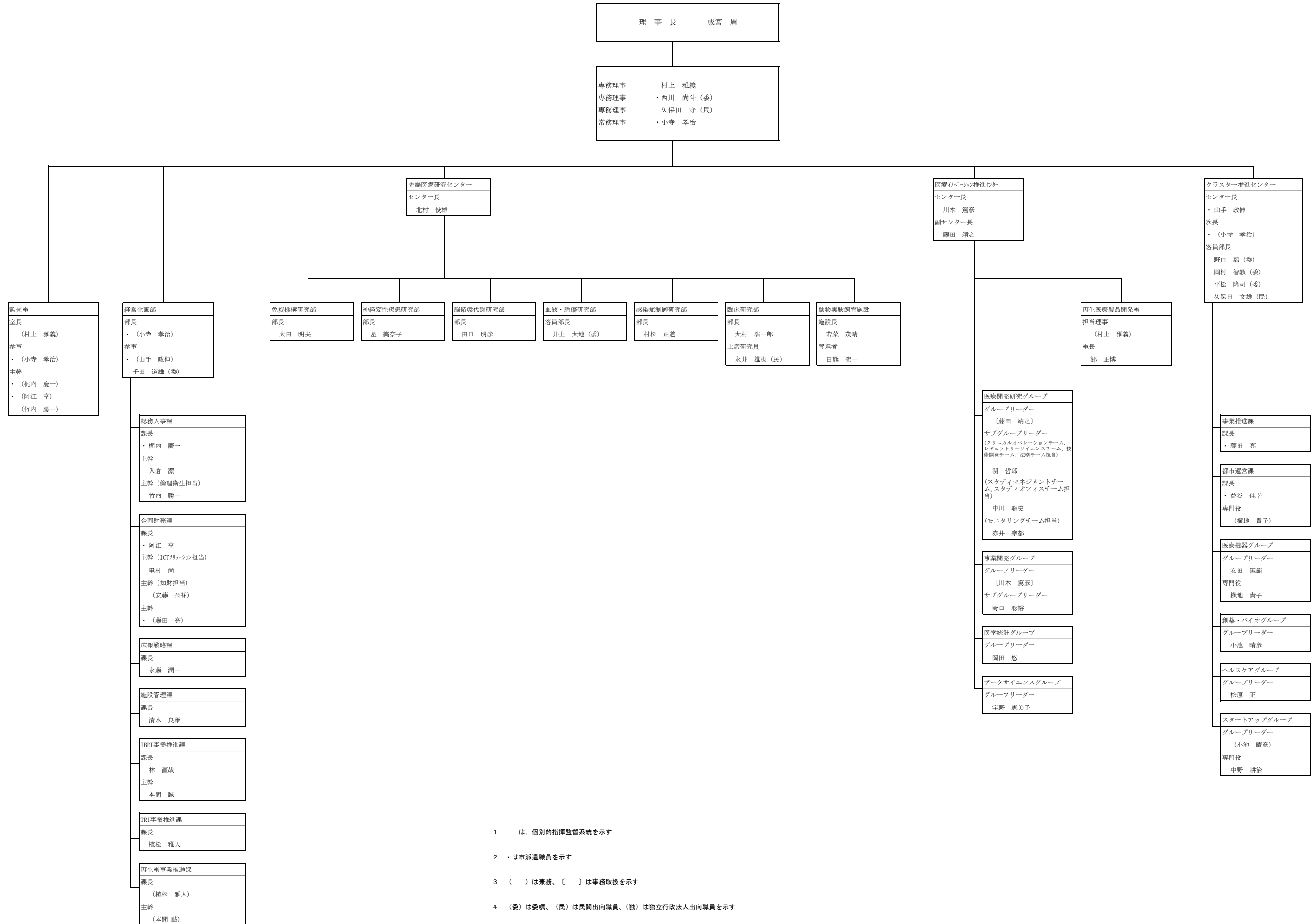
21 世紀の成長産業である健康・福祉・医療関連産業の振興を図ることによって、新産業の創出・既存産業の高度化・雇用の確保による神戸経済の活性化、健康支援と高齢化社会への対応による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術の向上などの国際社会への貢献を目的とする神戸医療産業都市の中核的支援機関として、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担うとともに、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成に寄与することを目的とする。

〔2〕 概 要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構
- 2 所在地 神戸市中央区港島南町6丁目3番地の7
- 3 設立年月日 平成12年3月17日
(平成24年4月1日 公益財団法人へ移行)
(平成30年4月1日 先端医療振興財団から
神戸医療産業都市推進機構へ改組)
- 4 基本財産 1,223,453千円
- 5 出捐総額 1,227,780千円

出捐団体	出捐額	出捐率	出捐年度
神戸市	1,140,280千円	92.9%	平成11・21年度
兵庫県等	25,000千円	2.0%	平成11年度
民間企業等	62,500千円	5.1%	平成11・12年度
合計	1,227,780千円	100.0%	

6 機 構



- 1 は、個別的指揮監督系統を示す
- 2 は市派遣職員を示す
- 3 ()は兼務、[]は事務取扱を示す
- 4 (委)は委嘱、(民)は民間出向職員、(独)は独立行政法人出向職員を示す

7 職員数(常勤)

令和6年7月1日現在

所属	職名	研究職	専門職、他	事務職		人材派遣	合計
				課長級以上	係長級以下		
経営企画部				(2) 10	(4) 39	5	(6) 54
	総務人事課			(1) 3	(1) 8		(2) 11
	企画財務課			(1) 2	(2) 9	3	(3) 14
	広報戦略課			1	(1) 5	1	(1) 7
	施設管理課			1	4		5
	IBRI事業推進課			2	6	1	9
	TRI事業推進課			1	7		8
先端医療研究センター		19	4		2	5	30
	免疫機構研究部	5	1				6
	神経変性疾患研究部	2	1		1		4
	脳循環代謝研究部	4					4
	血液・腫瘍研究部	1	2		1		4
	感染症制御研究部	3				2	5
	臨床研究部	2				2	4
	動物実験飼育施設	2				1	3
医療イノベーション推進センター			68			6	74
	品質マネジメント室		2				2
	知財室		1				1
	Orphanet Japan運営室		1				1
	学術研究推進室		1				1
	医療開発研究グループ		22				22
	事業開発グループ		5				5
	医学統計グループ		11				11
	データサイエンスグループ		12				12
	再生医療製品開発室		13			6	19

所属	職名	研究職	専門職、他	事務職		人材派遣	合計
				課長級 以上	係長級 以下		
クラスター推進センター			14	(2) 2	(3) 11	2	(5) 29
	事業推進課		2	(1) 1	(2) 6	1	(3) 10
	都市運営課		1	(1) 1	(1) 5	1	(2) 8
	医療機器グループ		3				3
	創薬バイオグループ		3				3
	ヘルスケアグループ		2				2
	スタートアップグループ		3				3
	合計		19	86	(4) 12	(7) 52	18

8 評議員及び役員

(1) 評 議 員

氏 名	備 考
浅野 薫	シスメックス株式会社代表取締役社長 神戸商工会議所副会頭
芦田 信	J C R ファーマ株式会社代表取締役会長兼社長
今西 正男	神戸市副市長
大津 欣也	国立循環器病研究センター理事長
片山 安孝	兵庫県副知事
金田 安史	大阪大学理事・副学長
辻 英之	神戸市企画調整局長
橋本 信夫	神戸市民病院機構理事長
藤澤 正人	神戸大学長
堀本 仁士	神戸市医師会長
湊 長博	京都大学総長
宮園 浩平	理化学研究所理事 東京大学大学院医学系研究科卓越教授

(令和6年7月1日現在)

(2) 役員

役職名	氏名	備考
理事長	成宮 周	京都大学大学院医学研究科メディカルイノベーションセンター長
専務理事 (代表専務理事)	村上 雅義	神戸医療産業都市推進機構専務理事
専務理事	久保田 守	神戸医療産業都市推進機構専務理事 シスメックス株式会社理事
専務理事	西川 尚斗	神戸医療産業都市推進機構専務理事 神戸市企画調整局局長 (医療産業担当)
常務理事	小寺 孝治	神戸医療産業都市推進機構経営企画部長
理事	川本 篤彦	神戸医療産業都市推進機構医療イノベーション推進センター長
理事	北村 俊雄	神戸医療産業都市推進機構先端医療研究センター長
理事	木原 康樹	神戸市立医療センター中央市民病院長
理事	西田 栄介	理化学研究所生命機能科学研究センター長
理事	松岡 聡	理化学研究所計算科学研究センター長
理事	村上 卓道	神戸大学大学院医学研究科長・医学部長
理事	山下 輝夫	兵庫県保健医療部長
理事	山手 政伸	神戸医療産業都市推進機構クラスター推進センター長
監事	酒井 俊	株式会社三井住友銀行公共・金融法人部(神戸)部長
監事	松山 康二	公認会計士
会長	家次 恒	シスメックス株式会社代表取締役会長 グループ CEO
名誉理事長	井村 裕夫	京都大学名誉教授
名誉理事長	本庶 佑	京都大学高等研究院副院長／特別教授
顧問	齋藤 元彦	兵庫県知事
顧問	久元 喜造	神戸市長

(令和6年7月1日現在)

〔 3 〕 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構と称する。

英文名を Foundation for Biomedical Research and Innovation at Kobe と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、21 世紀の成長産業である健康・福祉・医療関連産業の振興を図ることによって、新産業の創出・既存産業の高度化・雇用の確保による神戸経済の活性化、健康支援と高齢化社会への対応による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術の向上などの国際社会への貢献を目的とする神戸医療産業都市の中核的支援機関として、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担うとともに、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 神戸医療産業都市の推進に係る企画立案、人材育成、学術集会、情報発信、産官学医の連携・融合促進及び国際交流等
- (2) 再生・細胞治療の研究開発及び製品の製造
- (3) 医療機器の研究開発
- (4) 医薬品の研究開発
- (5) 先制医療の実現のための研究開発
- (6) 研究開発・臨床応用に対する総合的支援
- (7) 新事業創出促進及び既存産業の高度化のための各種支援
- (8) 市民への健康支援
- (9) 神戸医療産業都市の推進に係る施設の管理・運営
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第22条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(保有株式の権利行使等の制限)

第10条 この法人が保有する租税特別措置法第40条(昭和32年法律第26号)第1項後段の適用を受けた株式(出資を含む。以下同じ。)について、その後取得した同一の銘柄の株式を含め、その株式の発行会社に対して株主(出資者を含む。以下同じ。)と

しての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布資料の受領

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の定めに従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の構成)

第 13 条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 5 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 15 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用弁償の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条又は第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人等

(役員及び会計監査人の設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、3名以内を専務理事及び3名以内を常務理事とすることができる。

4 理事長及び第34条第1項第3号により選定された専務理事1名(以下「代表専務理事」という。)をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(理事及び監事の構成)

第 23 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び代表専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を

代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐する。

- 3 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、評議員会の決議によって、その任期を短縮することができる。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 6 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において、別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、理事長及び専務理事並びに監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(賠償責任の一部免除又は限定)

第30条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事、監事又は会計監査人（理事、監事又は会計監査人であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人との間で、前項の賠償責任について、当該理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(会長)

第31条 この法人に、会長を置くことができる。

2 会長は、評議員会の承認を得て理事長が任期を定めた上で委嘱する。

3 会長は、神戸医療産業都市に深い識見を備える者から選出し、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長に対して意見を述べることができる。

4 会長に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

5 会長には、費用を弁償することができる。

(名誉理事長及び顧問)

第32条 この法人に、名誉理事長及び顧問を置くことができる。

2 名誉理事長は、評議員会の承認を得て理事長が任期を定めた上で委嘱する。

3 顧問は、理事会の承認を得て理事長が任期を定めた上で委嘱する。

4 名誉理事長及び顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べ、助言することができる。

5 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。

6 名誉理事長及び顧問には、費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事、代表専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、第 10 条の決議を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項及び第 10 条の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 35 条第 2 項においては、前項の規定にかかわらず、出席した理事及び監事はこれに記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特

別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

家次 恒
置塩 隆
金倉 譲
金澤 和夫
菊池 晴彦
竹市 雅俊
中村 三郎
根木 昭
橋本 信夫
原 仁美
湊 長博
山本 朋廣

- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

井村 裕夫
柏 由紀夫
北 徹
笹井 芳樹
杉村 和朗
鍋島 陽一
西尾 利一
西川 伸一
西河 芳樹
平尾 公彦
福島 雅典
三木 孝
村上 雅義
山平 晃嗣
渡辺 恭良

- 5 この法人の最初の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。

る。

理事長 井村 裕夫
副理事長 西川 伸一
専務理事 村上 雅義
常務理事 山平 晃嗣

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

服部 博明
松山 康二

7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則等は移行後もその効力を有するものとする。

附 則

この定款の変更は、平成 24 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和元年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和元年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、2024年2月22日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	物量等
定期預金	9,208,500 円
兵庫県公募公債	30,000,000 円
神戸市公募公債	100,000,000 円
地方公共団体金融機構債券	100,000,000 円
神戸都市振興サービス株式会社株式	200,000 株

〔4〕 令和5年度事業報告

1 事業報告

(1) 共通事項

ア 第5期経営計画の着実な推進

機構設立から24年が経過し、神戸医療産業都市の取り組みは360を超える企業・団体・研究機関の集積、高度専門病院群の整備などにより大きく進展してきたが、令和3年度に次世代医療開発センターの開所や本部機能のクリエイティブラボ神戸への移転があったほか、令和4年度末には細胞療法研究開発センターが廃止になる等、近年では大きな変革が生じている。

そのような中で、神戸医療産業都市の更なる発展を見据え、これまで各センターが培った知見を活かしながら、各センター間での協働を促進することにより「知の拠点」としての機能を高めるとともに、各部門・センターそれぞれが神戸医療産業都市の中核的支援機関として、更なる集積形成に寄与していくことが求められるため、その指針である「第5期経営計画」を令和4年度末に策定し、計画を推進しているところである。

第5期経営計画の初年度である令和5年度は、収支構造の大きな変化による厳しい財政状況の中、経営改善を早期に進めていくために、経営改善プロジェクトを立ち上げ、最適な組織体制の検討や事務事業の見直しを行うとともに、外部資金の拡大に向けた検討を進めてきた。引き続き、機構全体で経営改善を推進し、早期に自立かつ安定的な経営基盤を確立することで、第5期経営計画の実行性を高め、機構に求められる役割を果たしていく。

イ 理事長直轄「経営企画会議」の開催

機構の経営に関わる重要事項を審議・決定するとともに、経営計画に定めた研究・事業等の着実な推進に向けた執行管理を行った。

ウ 機構全体としての一体感の醸成

機構の事務担当課間の連携・調整機能の強化を進め、センター間の協働を推進するとともに、センターを超えた職員間交流の機会を設け、機構全体の一体感の醸成を図った。

エ 利用施設の効率的な運用

令和4年11月よりシェアオフィスとしての運用を開始した「神戸ハイブリッドビジネスセンター」について、神戸医療産業都市進出企業の利用を本格的に促進した（令和5年度末シェアオフィス利用企業数11社）。

また、先端医療センター研究棟について、研究・事業の進捗に伴う状況変化に対応するため、研究ラボの整理・統合等を行った。

(2) 公1会計（先端医療研究センター）

① 先端医療研究センターの活性化

「老化」「慢性炎症」「免疫」をキーワードとした研究部間の協働、創薬シーズの同定、臨床試験等への展開をはかるとともに、企業との共同研究の推進や若手研究者への自立した研究環境の提供を進めるため、次世代医療開発センター内に整備した動物実験飼育施設や共用機器室の活用等を通じて、先端医療研究センターのさらなる活性化を図った。

② 健康長寿社会を目指す新たな医療シーズの創出

ア 免疫医療研究領域の推進

炎症性疾患の新規診断マーカーおよび新規治療法の確立を目標とし、抗 PD-1 アゴニスト抗体について臨床試験の準備を進めるとともに、用途拡大の可能性を追求した。診断マーカー候補を拡張し、臨床検体を用いた有用性の検討を進めた。

(主な実績)

総説論文：2件、学会発表：6件、企業等との共同研究：2件他

イ 神経変性疾患研究領域の推進

アルツハイマー病神経細胞死の原因となる ASPD (アミロスフェロイド) に対する「中分子治療薬」、「コンパニオン診断薬」について研究開発資金を調達し、コンパニオン診断薬については企業との共同研究を開始した。新たな戦略に基づく「アルツハイマー病遺伝子治療開発 (スウィープ療法)」、「ナトリウムポンプを標的とした神経変性疾患横断的な運動正常化抗体による遺伝子治療法開発」についても進め、必要な基礎研究を行った。

(主な実績)

学会発表等：1件、科研費：2件、知的財産 (日本特許：登録6件 (新規1件)、出願1件、国際特許：登録9件、出願6件)、民間団体研究助成金：2件、AMED (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)「領域横断的かつ萌芽的脳研究プロジェクト」、企業等との共同研究：1件

ウ 再生医療研究領域の推進

幹細胞の神経機能再生メカニズムを応用し、「幹細胞による脳梗塞治療法の開発」、「幹細胞治療を代替するリポソーム・低分子による脳梗塞治療法の開発」、「幹細胞の再生メカニズムを発展させた認知症の治療・診断法開発」を行い、脳梗塞・認知症患者の機能再生促進による要介護・寝たきり者の減少を目指して研究に取り組んだ。

(主な実績)

論文：5件、学会発表等：11件、AMED「再生医療実現拠点ネットワークプログラム」、AMED「橋渡し研究戦略的推進プログラム (シーズ B)」、AMED「創薬基盤推進研究事業」分担、科研費：2件、民間団体助成金1件、知的財産 (新規出願1件、国際出願1件、特許登録1件)、企業等との共同研究：2件

エ 血液・腫瘍研究領域の推進

血液悪性腫瘍が依存するパスウェイとしてスプライシング等の遺伝情報の発現制御機構、代謝、微小環境に主に着眼し、メカニズムに基づいた治療応用を構築し前臨床データを蓄積した。

(主な実績)

受賞：JCA-Mauvernay Award (井上大地)、論文：6件、招待講演：15件、学会発表等：3件、取材：1件、AMED「革新的先端研究開発支援事業 (PRIME)」、AMED「革新的がん医療実用化研究事業」、AMED「次世代がん医療加速化研究事業」、科研費：7件、民間団体研究助成金：24件、企業等との共同研究：2件

オ 感染症制御研究領域の推進

ウイルス性肝炎、慢性肝炎やそれを背景として起こる重症肝疾患 (肝硬変や肝細胞がん) の病態形成メカニズムの解明を目指した基礎研究を行い、得られた知見をもとに新規診断方法や治療方法の提案に資する基盤研究を行った。

(主な実績)

論文：8件、学会発表等：4件、AMED (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)「B型肝炎創薬実用化等研究事業」、科研費：4件

(3) 公1会計（研究基盤の維持管理）

- ア 神戸臨床研究情報センター（TRI）の管理運営
第5期指定管理者（令和5～9年度までの5年間）として、神戸臨床研究情報センターの管理運営及び施設保全を行った。
- イ 神戸ハイブリッドビジネスセンター（KHBC）の管理運営
施設内のレンタルラボに医療関連企業2社を新たに誘致し、入居率100%を確保するとともに、シェアオフィスの利用促進を図った。また、必要な電力を確保するために変圧器の増設を行った。
- ウ 先端医療センター（IBRI）研究棟の効率的運用
これまで賃借して利用してきた研究棟2階の一部を原状復旧し、貸主に返還するとともに、4階CPC施設について原状復旧・返還に向けた協議・調整を行うなど、賃料削減の取り組みを進めた。

(4) 公2会計（クラスター推進センター）

- ア イノベーションが生まれる仕組みづくり
これまでに築いてきたネットワークや収集してきたシーズ・ニーズ情報を活かして、イノベーションの創出を更に推進するための仕組みづくりに取り組み、神戸において、革新的な技術が次々に生まれるエコシステムの形成を進めた。
（主な実績）
- ・医療現場ニーズ発表会の開催
 - ・医療機器革新プログラムの開催：4回
 - ・神戸再生医療勉強会の開催：4回（再生医療産業化フォーラムを含む）
 - ・HBI イノベーションプログラムの運営、管理：2プログラム
 - ・「メドテックグランプリ KOBE2023」の開催：エントリー70チーム
 - ・「KBIC コアリション」の開催：1回
- イ グローバル展開も見据えた地元企業等に対する事業化支援
医療機器、創薬・バイオ、ヘルスケア、スタートアップの各分野において、シーズ探索から販路開拓まで一貫した事業化支援を継続して行った。また、地元企業のグローバル展開を支援するとともに、海外企業の神戸進出も支援した。これらの取り組みを通じて、代表的な革新的製品の創出や国内外で活躍するスタートアップの育成を図った。
（主な実績）
- ・医療機器の事業化案件支援：継続的支援44件
 - ・Medical Fair Thailand 2023 共同出展：参加企業5社
 - ・Medica 2023 出展
 - ・BioInternational 会期中に「Kobe-Kansai Meetup」を開催：参加者80名
 - ・ヘルスケア分野に関する事業化案件支援：継続的支援25件（累計）
 - ・「KANSAI Life Science Accelerator Program 2023」の開催：
ピッチイベント参加者数143名、アクセラレータープログラム参加企業数3社、
デモデイ参加者数300名
 - ・「第5回京都大学ライフサイエンスショーケース@San Diego 2024」の開催：
参加者数101名
 - ・バイエル薬品株式会社と連携した「Startup x Pharma Connect in Kobe」を共催：
参加者数20社21名
 - ・PMDA 戦略相談連携センターの運営：RS 戦略相談事前面談1件、
薬事・PMDA 相談支援69件

ウ 魅力的なクラスターの形成

神戸医療産業都市を構成する様々な組織や団体の要望を踏まえながら、交流・ネットワーキングの場の提供や相談窓口の利便性向上などにより、連携強化や研究・操業環境の更なる充実を図った。

また、人材確保・育成支援の強化により優秀な人材の獲得・定着を推進するとともに、国内外のクラスター等との連携・交流を促進し、神戸の更なるプレゼンス向上に取り組んだ。

(主な実績)

- ・都市運営委員会の開催
- ・部会の開催：都市環境・交流部会、人材戦略部会
- ・キッチンカーの新規出店支援（ICCRC への新規出店。計7か所）
- ・進出企業の新規採用者を対象とした研修プログラムの実施：2回
- ・神戸 KBIC リクルーティングサポート事業の推進：人材確保イベント3回、人材育成イベント3回、求職者向けリクルーティングサイト運営・更新
- ・神戸医療産業都市研究開発補助金の交付：11件
- ・メディカルクラスター連携推進委員会 臨床研究（治験）部会の開催
- ・ワンストップサポートの提供 相談対応件数：126件
- ・OPEN INNOVATION café の開催：4回
- ・ワンストップサポートウェブサイトの開設
- ・MAGIA (Medtech Alliance for Global Internationalisation) との共同ウェビナーの開催：参加者61名
- ・英文サイトやLinkedIn を活用した海外企業情報発信

(5) 公3会計

ア 事業終了に伴う残務事業

令和4年度末で廃止となった細胞療法研究開発センターの関連事業について、契約の都合により、令和4年度末で終了することができなかった事業が一部生じたため、残務整理を進めるとともに、神戸医療イノベーションセンター(KCMI)等にかかる資産の賃貸借を行った。

(6) 公4会計（医療イノベーション推進センター）

ア 早期段階シーズの育成

医学分野のみならず、異分野発の先端科学技術も医療開発へ展開するため、橋渡し研究支援体制を強化した。当機構発シーズの開発に注力し、実用化に向けた取り組みを図った。機構外の有望なシーズに対しても非臨床開発段階から支援を行い、臨床開発へと繋げた。

(主な実績)

- ・研究相談：34件
- ・神戸医療産業都市に進出する中国企業との包括的な連携契約（更新）：1件
- ・共同研究契約・コンサル契約の新規締結：5件
- ・機構開発シーズの研究支援：3件
- ・機構開発シーズの日本での非臨床試験の準備：1件
- ・特許の適切な管理：59件
- ・JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）事業におけるシーズ支援：19件
- ・AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）コーチング事業におけるシーズ支援：2件

イ 治験・臨床研究の推進・管理

医師主導治験、企業治験（国内外企業）、特定臨床研究、観察研究の受入を促進し、サイエンスの深耕及び安定的な収入への貢献を図った。自機関での橋渡し研究支援体制が不十分な

アカデミアへの支援、学会や研究会主導のレジストリ研究への支援に注力した。また、外部CROとも連携し、臨床研究の受入拡大を進めた。

(主な実績)

- ・レギュラトリーサイエンス相談、対面助言、治験届等の開発薬事支援業務：19件
- ・開発型治験のプロジェクトマネジメント：9件
- ・新規開始の臨床研究：6件
- ・治験国内管理人業務：1件（海外企業治験）
- ・治験総括報告書作成業務：4件
- ・EDCシステム「eClinical Base」（機構が特許を所有）の新規利用：10件
- ・CDISC標準データセットの作成/CDISCコンサルテーション：2件
- ・解析報告書、総括報告書、定期安全報告書の作成：9件
- ・論文作成支援：5件

ウ 公益性の高い事業の推進

行政が保有する医療・健康関連ビッグデータを活用することで、ビッグデータ整備・解析のノウハウを蓄積し、研究者等へサービスとして提供できる事業への発展を目指した。また、AI技術を用いた新たな研究を外部機関と連携し推進した。

(主な実績)

- ・神戸市ヘルスケア連携システムを用いた臨床研究：2件
- ・AI/ビッグデータを用いたシステムの共同研究開発に向けた体制構築
- ・中央市民病院との連携推進：中央市民病院で研究データ収集のためのオーダーメイドアプリの開発：継続2件、統計解析相談：3件
- ・Orphanet Japan 運営事業：疾患サマリーの新規翻訳、希少・難病関連サイトへの公開：15件
- ・新治験計画届作成システム運営事業開始：利用74組織（アカデミア29組織、企業45組織）

(7) 公5会計（再生医療製品開発室）

ア 角膜再生製品の製造・品質管理方法の変更等に関する業務

製造販売承認後再生医療等製品（角膜再生製品）の製造・品質管理方法及びGCTP体制※に関する変更・改良等の業務（含製造所移転業務）を実施した。

※再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する国の基準に適合した体制

(主な実績)

- ・新規製造施設(BMA)の整備（改装工事、機器導入、空調バリデーション等）を実施し、角膜再生製品製造ユニットの動作確認後、作業手順書等を作成
- ・培地評価の基礎検討を実施することでプロセスバリデーションを開始
- ・重要資材の追加に関する一部変更申請が承認

イ 軟骨再生製品の製造実施及び実施支援と製造販売承認申請支援

再生医療等製品（軟骨再生製品）の治験製品製造を実施した。

また、外傷性軟骨損傷に対する製造販売承認申請支援を実施するとともに、承認後、外部の医薬品製造受託機関への委託製造の準備を進めた。

さらに、本品実績を活用した新規再生医療等製品実用化を目指した研究開発を実施した。

(主な実績)

- ・変形性膝関節症(OA)に対する探索的治験に関して、治験製品製造を3例実施
- ・OAに対する検証的治験のための製造ユニットを新規製造施設(BMA)に整備するとともに、委託製造の準備を推進
- ・羊膜から間葉系幹細胞を単離する方法の検討を開始

(8) 収1会計（医薬品等製造受託業務）

ア 治験用 PET 薬剤製造受託

神戸市立医療センター中央市民病院と共同で治験用 PET 薬剤製造事業を行うことにより収益を確保するとともに、神戸医療産業都市の中核的医療機関である同病院における臨床試験の推進を支援した。

（主な実績）

- ・国内外 5 企業からの依頼に基づき、治験用 PET 薬剤を約 105 バッチ製造

イ 角膜再生製品の受託製造

製造販売承認後再生医療等製品（角膜再生製品）の製造受託を行うとともに、その目的のため、製造所の GCTP 体制を維持した。

（主な実績）

- ・承認後商用受託製造を 20 例実施
- ・人員増加等により、製造所の GCTP 体制を強化

(9) 収2会計（賃貸）

ア 国際医療開発センター（IMDA）の管理運営

企業等の入居促進に努め、入居率 100%を確保した。また、耐用年数が経過し、使用を終了した MRI、CT を処分することで空いた区域を研究開発室として整備し、新たな入居者を確保した。

(10) 収3会計（動物実験飼育施設利用運営）

ア 動物実験飼育施設の利用運営

先端医療研究センター各研究部をはじめ、次世代医療開発センター内のベンチャー企業が実施する動物実験を支援するとともに、多角化する動物飼育実験に対応し、各法的基準を遵守しながら、安全に各種動物実験の支援を進めた。

（主な実績）

- ・処置室整備
- ・BSL2 対応飼育実験室整備
- ・飼育マウス：3,743 匹（令和 6 年 3 月末日時点）

2 財務諸表

(1) 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

科 目	合 計	公益目的事業会計						収益事業等会計						内部取引消去	
		先端医療 研究センター (公1会計)	クラスター 推進センター (公2会計)	細胞療法研究 開発センター (公3会計)	医療イノベーション 推進センター (公4会計)	再生医療製品 開発室 (公5会計)	公益共通会計	小 計	薬剤製造受託 (収1会計)	賃貸事業 (収2会計)	実験動物飼育受託 等 (収3会計)	収益共通会計	小 計		法人会計
I 一般正味財産増減の部															
1. 経常増減の部															
(1) 経常収益															
基本財産運用収益	2,147,180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,147,180	-
事業収益	1,238,795,238	199,057,303	-	103,880,166	549,500,640	-	-	852,438,109	240,936,217	118,442,612	65,348,400	-	424,727,229	27,532,451	△65,902,551
受取補助金等	1,332,637,744	646,175,230	362,074,144	500,682	18,381,844	167,207,876	-	1,194,339,776	-	-	70,088,090	-	70,088,090	68,209,878	-
受取負担金	31,887,777	22,268,314	-	-	3,695,754	-	-	25,964,068	2,880,917	-	-	-	2,880,917	3,042,792	-
受取寄付金	774,302,794	382,617,916	20,654,097	-	117,715,349	28,000,000	-	548,987,362	-	-	-	-	-	225,315,432	-
雑収益	147,905,977	33,686,141	4,064,306	32,409,507	24,405,820	-	-	94,565,774	25,918,091	4,686,520	13,161,000	-	43,765,611	10,969,054	△1,394,462
経常収益計	3,527,676,710	1,283,804,904	386,792,547	136,780,355	713,699,407	195,207,876	-	2,716,295,089	269,735,225	123,129,132	148,597,490	-	541,461,847	337,216,787	△67,297,013
(2) 経常費用															
事業費	3,627,773,269	1,330,048,649	459,965,643	214,735,834	813,540,196	201,511,115	-	3,019,801,437	286,885,532	132,380,970	255,968,043	-	675,234,545	-	△67,262,713
管理費	454,132,914	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	454,167,214	-	△34,300
経常費用計	4,081,906,183	1,330,048,649	459,965,643	214,735,834	813,540,196	201,511,115	-	3,019,801,437	286,885,532	132,380,970	255,968,043	-	675,234,545	454,167,214	△67,297,013
評価損益等調整前当期経常増減額	△554,229,473	△46,243,745	△73,173,096	△77,945,479	△99,840,789	△8,303,239	-	△303,506,348	△17,150,307	△9,251,838	△107,370,553	-	△133,772,698	△116,950,427	-
当期経常増減額	△554,229,473	△46,243,745	△73,173,096	△77,945,479	△99,840,789	△8,303,239	-	△303,506,348	△17,150,307	△9,251,838	△107,370,553	-	△133,772,698	△116,950,427	-
2. 経常外増減の部															
(1) 経常外収益															
その他収益	46,199,573	30,011,633	-	16,187,940	-	-	-	46,199,573	-	-	-	-	-	-	-
指定正味財産からの振替額	256,652,365	12,114,295	74,271,351	45,061	27,302,693	7,918,965	-	121,652,365	-	-	-	-	-	135,000,000	-
経常外収益計	302,851,938	42,125,928	74,271,351	16,233,001	27,302,693	7,918,965	-	167,851,938	-	-	-	-	-	135,000,000	-
(2) 経常外費用															
固定資産除却額	2,663,078	2,588,759	11	45,081	1	29,226	-	2,663,078	-	-	-	-	-	-	2,663,078
固定資産撤去費	173,840,546	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	173,840,546	-	-
経常外費用計	176,503,624	2,588,759	11	45,081	1	29,226	-	2,663,078	-	-	-	-	173,840,546	-	-
当期経常外増減額	126,348,314	39,537,169	74,271,340	16,187,920	27,302,692	7,889,739	-	165,188,860	-	-	-	-	-	△38,840,546	-
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△427,881,159	△6,706,576	1,098,244	△61,757,559	△72,538,097	1,586,500	-	△138,317,488	△17,150,307	△9,251,838	△107,370,553	-	△133,772,698	△155,790,973	-
他会計振替額	-	1	△2	△1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
税引前一般正味財産増減額	△427,881,159	△6,706,575	1,098,242	△61,757,560	△72,538,097	1,586,502	-	△138,317,488	△17,150,307	△9,251,838	△107,370,553	-	△133,772,698	△155,790,973	-
法人税、住民税及び事業税	28,773,600	-	-	-	-	-	-	28,773,600	-	-	-	-	28,773,600	-	-
当期一般正味財産増減額	△456,654,759	△6,706,575	1,098,242	△61,757,560	△72,538,097	1,586,502	-	△138,317,488	△45,923,907	△9,251,838	△107,370,553	-	△162,546,298	△155,790,973	-
一般正味財産期首残高	△780,974,873	1,262,486,052	118,587,498	739,002,486	△428,054,250	△1,412,568	253,718,763	1,944,327,971	1,552,343,067	241,440,113	△267,007,250	△253,718,753	1,273,057,177	△3,978,360,021	-
一般正味財産期末残高	△1,217,629,632	1,255,779,477	119,685,740	677,244,926	△500,592,347	173,934	253,718,763	1,806,010,483	1,506,419,160	232,188,275	△374,377,803	△253,718,753	1,110,510,879	△4,134,150,994	-
II 指定正味財産増減の部															
受取補助金等	184,864,091	124,831,196	-	-	22,239,840	37,793,055	-	184,864,091	-	-	-	-	-	-	-
受取寄付金	40,122,825	-	40,122,825	-	-	-	-	40,122,825	-	-	-	-	-	-	-
固定資産受贈益	2,547,660	2,547,660	-	-	-	-	-	2,547,660	-	-	-	-	-	-	-
基本財産運用益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑収益	65,503	-	65,503	-	-	-	-	65,503	-	-	-	-	-	-	-
基本財産評価損	△4,110,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△4,110,900	-
一般正味財産への振替額	△493,100,920	△166,440,485	△75,441,080	△545,743	△27,466,246	△15,972,096	-	△285,865,650	-	-	△70,088,090	-	△70,088,090	△137,147,180	-
当期指定正味財産増減額	△267,464,561	△39,061,629	△35,252,752	△545,743	△5,226,406	21,820,959	-	△58,265,571	-	-	△70,088,090	-	△70,088,090	△139,110,900	-
指定正味財産期首残高	5,029,330,315	2,368,476,103	231,001,178	545,743	104,296,302	251,186,689	-	2,955,506,015	-	-	610,725,682	-	610,725,682	1,463,098,618	-
指定正味財産期末残高	4,761,865,754	2,329,414,474	195,748,426	-	99,069,896	273,007,648	-	2,897,240,444	-	-	540,637,592	-	540,637,592	1,323,987,718	-
III 正味財産期末残高	3,544,236,122	3,585,193,951	315,434,166	677,244,926	△401,522,451	273,181,582	253,718,763	4,703,250,927	1,506,419,160	232,188,275	166,259,789	△253,718,753	1,651,148,471	△2,810,163,276	-

(2) 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	合 計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	59,911,569	16,114,436	29,006,422	14,790,711	-
未収入金	654,932,290	572,882,598	26,006,577	63,649,502	△7,606,387
前払金	3,415,812	3,415,812	-	-	-
他会計勘定	-	△339,387,881	873,016,128	△533,628,247	-
貯蔵品	3,877,170	738,346	2,998,268	140,556	-
立替金	3,769,604	3,679,500	-	90,104	-
前払費用	26,203,384	3,114,670	22,353,082	735,632	-
貸倒引当金	△14,102,500	△14,102,500	-	-	-
流動資産合計	738,007,329	246,454,981	953,380,477	△454,221,742	△7,606,387
2. 固定資産		246,454,981	953,380,477	△454,221,742	△7,606,387
(1) 基本財産					
定期預金	9,208,500	-	-	9,208,500	-
投資有価証券	1,214,244,700	-	-	1,214,244,700	-
基本財産合計	1,223,453,200	-	-	1,223,453,200	-
(2) 特定資産					
施設整備積立預金	199,272,450	198,572,450	700,000	-	-
研究開発支援基金	770,487	770,487	-	-	-
受取寄付金	191,994,148	91,459,630	-	100,534,518	-
受取補助金等	702,442,538	702,442,538	-	-	-
土地	910,479,275	910,479,275	-	-	-
建物	2,112,410,713	1,505,717,276	606,693,437	-	-
建物減価償却累計額	△573,103,650	△469,044,463	△104,059,187	-	-
什器備品	1,305,622,018	1,153,850,403	151,771,615	-	-
什器備品減価償却累計額	△1,111,935,342	△998,167,069	△113,768,273	-	-
特定資産合計	3,737,952,637	3,096,080,527	541,337,592	100,534,518	-
(3) その他固定資産					
建物	734,035,910	291,385,460	391,532,183	51,118,267	-
建物減価償却累計額	△117,269,251	△16,821,221	△97,295,738	△3,152,292	-
建物附属設備	1,515,072,042	947,213,296	457,741,030	110,117,716	-
建物附属設備減価償却累計額	△470,574,337	△171,236,049	△262,528,297	△36,809,991	-
構築物	100,115,253	4,400,000	95,715,253	-	-
構築物減価償却累計額	△40,196,945	△806,666	△39,390,279	-	-
什器備品	710,029,602	382,101,804	297,197,735	30,730,063	-
什器備品減価償却累計額	△662,387,331	△353,703,090	△287,343,303	△21,340,938	-
リース資産	262,090,670	158,560,070	53,123,400	50,407,200	-
リース資産減価償却累計額	△100,491,449	△30,749,767	△32,759,430	△36,982,252	-
リース投資資産	676,810,728	52,932,870	623,877,858	-	-
電話加入権	1,254,540	1,146,600	-	107,940	-
著作物等	5,684,586	-	-	5,684,586	-
施設利用権	47,758	-	47,758	-	-
敷金	9,219,306	9,219,306	-	-	-
長期前払費用	10,557,127	4,907,506	5,135,261	514,360	-
その他固定資産合計	2,633,998,209	1,278,550,119	1,205,053,431	150,394,659	-
固定資産合計	7,595,404,046	4,374,630,646	1,746,391,023	1,474,382,377	-
資産合計	8,333,411,375	4,621,085,627	2,699,771,500	1,020,160,635	△7,606,387

(単位:円)

科 目	合 計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
II 負債の部					
1. 流動負債					
短期借入金	3,180,000,000	-	220,000,000	2,960,000,000	-
未払金	387,133,420	162,757,170	165,975,546	66,007,091	△7,606,387
未払費用	38,460,450	30,791,078	1,474,005	6,195,367	-
前受金	35,871,940	34,441,742	1,430,198	-	-
預り金	99,191,652	95,590,661	577,244	3,023,747	-
賞与引当金	32,241,619	17,467,362	-	14,774,257	-
短期リース債務	258,220,040	67,107,664	176,488,976	14,623,400	-
流動負債合計	4,031,119,121	408,155,677	565,945,969	3,064,623,862	△7,606,387
2. 固定負債					
預り保証金	37,581,200	35,339,600	2,241,600	-	-
長期リース債務	573,193,281	80,654,233	480,435,460	12,103,588	-
長期未払金	147,281,651	-	-	147,281,651	-
固定負債合計	758,056,132	115,993,833	482,677,060	159,385,239	-
負債合計	4,789,175,253	524,149,510	1,048,623,029	3,224,009,101	△7,606,387
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
受取補助金等	3,346,418,406	2,805,780,814	540,637,592	-	-
受取寄付金	1,415,447,348	91,459,630	-	1,323,987,718	-
指定正味財産合計	4,761,865,754	2,897,240,444	540,637,592	1,323,987,718	-
(うち基本財産への充当額)	(1,223,453,200)	(-)	(-)	(1,223,453,200)	(-)
(うち特定資産への充当額)	(3,537,909,700)	(2,896,737,590)	(540,637,592)	(100,534,518)	(-)
2. 一般正味財産	△1,217,629,632	1,806,010,483	1,110,510,879	△4,134,150,994	-
(うち基本財産への充当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち特定資産への充当額)	(200,042,937)	(199,342,937)	(700,000)	(-)	(-)
正味財産合計	3,544,236,122	4,703,250,927	1,651,148,471	△2,810,163,276	-
負債及び正味財産合計	8,333,411,375	5,227,400,437	2,699,771,500	413,845,825	△7,606,387

(3) 財産目録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

	場所・物量等	金額
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金	手元保管	111,168
預金	三井住友銀行ほか	59,800,401
未収入金	国庫補助金収入、受託事業収入ほか	654,932,290
前払金	保険料ほか	3,415,812
貯蔵品	切手、印紙、三菱倉庫(株)ほか	3,877,170
立替金		3,769,604
前払費用	リース料ほか	26,203,384
貸倒引当金		△ 14,102,500
流動資産合計		738,007,329
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	三井住友銀行	9,208,500
投資有価証券	神戸都市振興サービス株式会社株式ほか	1,214,244,700
基本財産合計		1,223,453,200
(2) 特定資産		
施設整備積立預金	三井住友銀行	199,272,450
研究開発支援基金	三井住友銀行ほか	770,487
受取寄付金	三井住友銀行ほか	191,994,148
受取補助金等	三井住友銀行ほか	702,442,538
土地	神戸市中央区港島南町1-5-6ほか	910,479,275
什器備品	CPCユニットほか	193,686,676
建物	神戸ハイブリッドビジネスセンター(KHBC)ほか	1,539,307,063
特定資産合計		3,737,952,637
(3) その他固定資産		
建物	国際医療開発センター(IMDA)ほか	616,766,659
建物附属設備	IMDA電気設備ほか	1,044,497,705
構築物	IMDA駐車場設備ほか	59,918,308
什器備品	IMDA機械装置一式ほか	47,642,271
電話加入権	事務所等	1,254,540
施設利用権		47,758
敷金	キメックセンタービルの敷金ほか	9,219,306
長期前払費用	臨床試験に係る損害賠償責任保険料ほか	10,557,127
リース資産	サーバー、ネットワーク機器ほか	161,599,221
リース投資資産	アイセンター転リースほか	676,810,728
著作物等		5,684,586
その他固定資産合計		2,633,998,209
固定資産合計		7,595,404,046
資産合計		8,333,411,375
II 負債の部		
1. 流動負債		
短期借入金	三井住友銀行	3,180,000,000
未払金	什器備品購入費、ほか	387,133,420
未払費用	電話料金、社会保険料ほか	38,460,450
前受金		35,871,940
預り金	科学研究費補助金、社会保険料ほか	99,191,652
借受金		0
賞与引当金		32,241,619
短期リース債務		258,220,040
流動負債合計		4,031,119,121
2. 固定負債		
預り保証金	神戸ハイブリッドビジネスセンター敷金ほか	37,581,200
長期リース債務		573,193,281
長期未払金	IBRI研究棟原状回復費用	147,281,651
固定負債合計		758,056,132
負債合計		4,789,175,253
正味財産		3,544,236,122

(4) キャッシュ・フロー計算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
1. 事業活動収入	
基本財産運用収入	2,147,180
特定資産運用収入	0
事業収入	852,549,936
補助金等収入	1,176,277,356
負担等収入	13,577,319
寄付金収入	774,419,097
雑収入	132,869,412
その他の事業活動収入	1,145,321,758
事業活動収入計	4,097,162,058
2. 事業活動支出	
事業費支出	2,838,307,585
管理費支出	594,467,572
その他の事業活動支出	905,235,354
事業活動支出計	4,338,010,511
法人税等の支払額	28,773,600
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 269,622,053
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
1. 投資活動収入	
特定資産取崩収入	1,696,989,312
固定資産売却収入	138,600
敷金・保証金戻り収入	10,720,335
投資活動収入計	1,707,848,247
2. 投資活動支出	
特定資産取得支出	845,514,394
固定資産取得支出	100,941,535
敷金・保証金支出	38,837,880
投資活動支出計	985,293,809
投資活動によるキャッシュ・フロー	722,554,438
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
1. 財務活動収入	
借入金収入	3,180,000,000
財務活動収入計	3,180,000,000
2. 財務活動支出	
借入金返済支出	4,055,000,000
その他支出	0
財務活動支出計	4,055,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 875,000,000
V 現金及び現金同等物の増減額	△ 422,067,615
VI 現金及び現金同等物の期首残高	481,979,184
VII 現金及び現金同等物の期末残高	59,911,569

【参考1】収支計算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	合 計	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引控除
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	2,147,180	—	—	2,147,180	—
特定資産運用収入	—	—	—	—	—
事業収入	1,274,647,697	852,438,109	437,409,837	27,532,451	Δ 42,732,700
補助金等収入	1,147,394,884	1,079,185,006	—	68,209,878	—
負担金収入	31,887,777	25,964,068	2,880,917	3,042,792	—
寄付金収入	814,541,922	814,374,672	—	167,250	—
雑収入	163,881,655	110,541,065	43,765,611	10,969,441	Δ 1,394,462
その他収入	Δ 23,169,851	—	—	—	Δ 23,169,851
事業活動収入計	3,411,331,264	2,882,502,920	484,056,365	112,068,992	Δ 67,297,013
2. 事業活動支出					
事業費支出	3,252,960,118	2,771,927,838	548,294,993	—	Δ 67,262,713
管理費支出	470,057,658	—	—	470,091,958	Δ 34,300
その他支出	2,087,563	363,717	1,531,260	192,586	—
事業活動支出計	3,725,105,339	2,772,291,555	549,826,253	470,284,544	Δ 67,297,013
法人税等の支払額	Δ 28,773,600	—	Δ 28,773,600	—	—
事業活動収支差額	Δ 342,547,675	110,211,365	Δ 94,543,488	Δ 358,215,552	—
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
特定資産取崩収入	1,696,989,312	1,280,841,130	56,000,000	360,148,182	—
固定資産売却収入	17,122,600	—	17,122,600	—	—
固定資産戻り収入	1,954,935	—	1,954,935	—	—
預り保証金収入	8,765,400	8,299,200	466,200	—	—
投資活動収入計	1,724,832,247	1,289,140,330	75,543,735	360,148,182	—
2. 投資活動支出					
特定資産支出	889,297,643	889,297,643	—	—	—
固定資産取得支出	143,562,455	53,031,201	85,366,050	5,165,204	—
敷金保証金支出	—	—	—	—	—
預り保証金返済支出	38,837,880	38,795,880	42,000	—	—
投資活動支出計	1,071,697,978	981,124,724	85,408,050	5,165,204	—
投資活動収支差額	653,134,269	308,015,606	Δ 9,864,315	354,982,978	—
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
借入金収入	3,180,000,000	—	220,000,000	2,960,000,000	—
財務活動収入計	3,180,000,000	—	220,000,000	2,960,000,000	—
2. 財務活動支出					
借入金返済支出	4,055,000,000	875,000,000	275,000,000	2,905,000,000	—
財務活動支出計	4,055,000,000	875,000,000	275,000,000	2,905,000,000	—
財務活動収支差額	Δ 875,000,000	Δ 875,000,000	Δ 55,000,000	55,000,000	—
当期収支差額	Δ 564,413,406	Δ 456,773,029	Δ 159,407,803	51,767,426	—

【参考2】

① 事業別収入明細書

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

(単位：円)

事業	収入合計 (A)	内 訳					神戸市からの 出捐金の充当額 (※)
		基本財産 運用収入	事業収入等	補助金等収入	寄付金収入	繰入金収入等 その他収入	
公益目的事業会計	4,171,643,250	—	988,943,242	1,079,185,006	814,374,672	1,289,140,330	574,851,818
研究事業 (公1会計)	2,556,202,283	—	255,011,758	513,631,570	800,947,750	986,611,205	381,786,469
クラスター事業 (公2会計)	500,016,988	—	4,064,306	360,904,415	10,776,922	124,271,345	50,000,000
細胞療法開発事業 (公3会計)	152,264,964	—	152,264,964	—	—	—	—
医療イノベーション推進センター事業 (公4会計)	740,838,546	—	577,602,214	18,218,291	2,650,000	142,368,041	115,065,349
再生医療製品開発事業 (公5会計)	222,320,469	—	—	186,430,730	—	35,889,739	28,000,000
収益事業等会計	779,600,100	—	484,056,365	—	—	295,543,735	—
薬製造受託事業 (収1会計)	284,511,368	—	282,417,833	—	—	2,093,535	—
賃貸事業 (収2会計)	399,595,332	—	123,129,132	—	—	276,466,200	—
実験動物飼育受託事業 (収3会計)	95,493,400	—	78,509,400	—	—	16,984,000	—
法人会計	3,432,217,174	2,147,180	41,544,684	68,209,878	167,250	3,320,148,182	225,148,182
内部取引控除	△67,297,013	—	△67,297,013	—	—	—	—
合 計	8,316,163,511	2,147,180	1,447,247,278	1,147,394,884	814,541,922	4,904,832,247	800,000,000

②事業別支出明細書

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

(単位：円)

事業	支出合計 (B)	内 訳					収支差額 (A-B)
		人件費	物件費	特定資産支出	固定資産 取得支出	繰入金支出等 その他支出	
公益目的事業会計	4,628,416,279	1,145,290,806	1,627,000,749	889,297,643	53,031,201	913,795,880	△456,773,029
研究事業 (公1会計)	2,034,917,604	320,964,130	839,153,571	821,898,833	52,781,070	120,000	521,284,679
クラスター事業 (公2会計)	497,588,772	244,032,274	213,433,673	40,122,825	—	—	2,428,216
細胞療法開発事業 (公3会計)	1,063,974,379	—	150,298,499	—	—	913,675,880	△911,709,415
医療イノベーション推進センター事業 (公4会計)	812,289,880	544,019,059	268,020,690	—	250,131	—	△71,451,334
再生医療製品開発事業 (公5会計)	219,645,644	36,275,343	156,094,316	27,275,985	—	—	2,674,825
収益事業等会計	910,234,303	38,905,458	510,920,795	—	85,366,050	275,042,000	△130,634,203
薬製造受託事業 (収1会計)	350,638,443	21,453,352	243,819,041	—	85,366,050	—	△66,127,075
賃貸事業 (収2会計)	374,603,361	2,213,302	97,348,059	—	—	275,042,000	24,991,971
実験動物飼育受託事業 (収3会計)	184,992,499	15,238,804	169,753,695	—	—	—	△89,499,099
法人会計	3,380,449,748	208,538,751	261,745,793	—	5,165,204	2,905,000,000	51,767,426
内部取引控除	△67,297,013	—	△67,297,013	—	—	—	—
合 計	8,851,803,317	1,392,735,015	2,332,370,324	889,297,643	143,562,455	4,093,837,880	△535,639,806

(※) 神戸市からの研究開発支援基金への出捐金(8億円)については、「寄付金収入」で受け入れ、一旦「特定資産積立支出」として研究開発支援基金に造成した後「繰入金収入等その他収入」として取崩し、各事業に充当。

3 財務状況

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和4→5年度増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	342,024	▲ 308,344	▲ 554,229	▲ 245,885
		経常収益	7,651,617	5,138,650	3,527,677	▲ 1,610,973
		うち公益	3,568,748	3,701,237	2,690,100	▲ 1,011,137
		うち公益以外	4,082,869	1,034,100	837,577	▲ 196,523
		経常費用	7,309,593	5,446,995	4,081,906	▲ 1,365,089
		うち事業費（公益）	3,666,990	3,906,155	2,952,538	▲ 953,617
		うち事業費（公益以外）	3,292,096	1,180,475	675,235	▲ 505,240
		うち管理費（公益）	—	—	—	—
		うち管理費（公益以外）	350,507	360,365	454,133	93,768
		評価損益等	0	0	▲ 554,229	▲ 554,229
	当期経常外増減額	84,877	712,138	126,348	▲ 585,790	
	経常外収益	91,316	2,770,236	302,852	▲ 2,467,384	
	経常外費用	6,439	2,058,098	176,504	▲ 1,881,594	
	法人税、住民税及び事業税	—	—	28,774	—	
	当期一般正味財産増減額	426,901	403,793	▲ 456,655	▲ 860,448	
	一般正味財産期首残高	▲ 1,591,669	▲ 1,164,768	▲ 760,975	403,793	
	一般正味財産期末残高	▲ 1,164,768	▲ 760,975	▲ 1,217,630	▲ 456,655	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	206,740	▲ 668,809	▲ 267,465	401,344
		指定正味財産増加額	1,312,129	211,602	229,747	18,145
		指定正味財産減少額	1,105,389	880,412	497,212	▲ 383,200
うち一般正味財産振替額		1,102,840	875,243	▲ 493,101	▲ 1,368,344	
指定正味財産期首残高		5,491,400	5,698,140	5,029,330	▲ 668,810	
指定正味財産期末残高		5,698,140	5,029,330	4,761,866	▲ 267,464	
正味財産期首残高	3,899,731	4,533,372	4,268,355	▲ 265,017		
当期正味財産増減	633,641	▲ 265,017	▲ 724,119	▲ 459,102		
正味財産期末残高	4,533,372	4,268,355	3,544,236	▲ 724,119		
貸借対照表（B/S）	資産合計	10,917,615	9,374,387	8,333,411	▲ 1,040,976	
	流動資産	2,122,628	1,321,133	738,007	▲ 583,126	
	固定資産	8,794,987	8,053,254	7,595,404	▲ 457,850	
	うち建物	3,506,816	3,263,417	3,200,571	▲ 62,846	
	負債合計	6,384,243	5,106,031	4,789,175	▲ 316,856	
	流動負債	5,307,198	4,776,407	4,031,119	▲ 745,288	
	うち短期借入金	3,300,000	3,180,000	3,180,000	0	
	固定負債	1,077,045	329,624	758,056	428,432	
	うち長期借入金	875,000	0	0	0	
	正味財産合計	4,533,372	4,268,355	3,544,236	▲ 724,119	
指定正味財産	5,698,140	5,029,330	4,761,866	▲ 267,464		
一般正味財産	▲ 1,164,768	▲ 760,975	▲ 1,217,630	▲ 456,655		

〔5〕 令和6年度事業計画

1 事業計画

(1) 共通事項

ア 第5期経営計画の推進に向けた経営基盤の構築

機構設立から24年が経過し、神戸医療産業都市は360を超える企業・団体・研究機関の集積、高度専門病院群の整備などにより大きく進展してきた。機構においては、令和3年度に次世代医療開発センターの開所やクリエイティブラボ神戸への本部機能の移転、令和4年度末には細胞療法研究開発センターが廃止になる等、近年では大きな変革が生じている。

神戸医療産業都市の更なる発展を見据え、これまで各センターが培った知見を活かしながら、各センター間での協働を促進することにより「知の拠点」としての機能を高めるとともに、各部門・センターそれぞれが神戸医療産業都市の中核的支援機関として、更なる集積形成に寄与していくことが求められるため、その指針である「第5期経営計画」を令和4年度末に策定し、計画を推進しているところである。

一方、経営計画の推進には安定した経営基盤が必要であり、収支構造の大きな変化による厳しい財政状況の中、収支改善を早期に進めていかねばならない。

第5期経営計画の2年目である令和6年度は、経営計画の実行性を高め、機構に求められる役割を着実に果たしていくためにも、まずは経営基盤を整えていく必要があることから、持続可能な収支構造への転換を図る経営改革を推進していく。

(2) 公1会計（先端医療研究センター）

① 先端医療研究センターの活性化

「老化」「慢性炎症」「免疫」をキーワードとした研究部間の協働、創薬シーズの同定、臨床試験等への展開を図るとともに、企業との共同研究の推進や若手研究者への研究環境の提供を進めるため、次世代医療開発センター内に整備した動物実験飼育施設や共用機器室の活用を図る。

② 健康長寿社会を目指す新たな医療シーズの創出

ア 免疫医療研究の推進

炎症性疾患に対する新規治療法の探索を進める。抗PD-1アゴニスト抗体の確立を受け、PD-1を標的とした治療の免疫系に対する意義、発展的な用途を検討する。免疫反応初期の現象に着目し、臨床検体を用いて診断マーカーとしての有用性を検討する。

イ 神経変性疾患研究の推進

アルツハイマー病神経細胞死の原因であるASPDとその毒性標的ナトリウムポンプに対する、3つの異なる治療法（中分子薬・ASPDスウィープ遺伝子治療薬・ナトリウムポンプ運動正常化遺伝子治療薬）を開発する（令和6年度は全て動物試験の段階に進む予定）。

コンパニオン診断薬は企業との成果に基づき探索研究を実施する。

ウ 再生医療研究の推進

幹細胞の神経機能再生メカニズムを応用し、(1)幹細胞による脳梗塞治療法の開発、(2)幹細胞治療を代替するリポソーム・低分子による脳梗塞治療法の開発、(3)幹細胞の再生メカニズムを発展させた認知症の治療・診断法開発を行い、脳梗塞・認知症患者の機能再生促進による要介護・寝たきり者の減少を目指す。

エ 血液・腫瘍研究の推進

令和5年度に引き続き、血液悪性腫瘍が依存するパスウェイとしてRNAレベルでの転写後制御機構、代謝、造血微小環境に着眼し、メカニズムに基づいた治療応用を構築し前臨床データを蓄積する。

オ 感染症制御研究の推進

ウイルス性肝炎、慢性肝炎、またそれを背景として起こる重症肝疾患（肝硬変や肝細胞がん）の病態形成メカニズムの解明を目指した基礎研究を展開し、得られた知見をもとに新規診断方法や治療方法の提案に資する基盤研究を行う。

(3) 公1会計（研究基盤の維持管理）

ア 神戸臨床研究情報センター（TRI）の管理運営

令和6年度は第5期指定管理の2年目（令和5～9年度）にあたるが、施設の老朽化が進む中、橋渡し研究が円滑に進むよう、適切かつ効率的な管理運営に努める。

イ 神戸ハイブリッドビジネスセンター（KHBC）の管理運営

施設の適切かつ効率的な管理運営並びに入居率の維持に努めるとともに、設備の更新を適切に実行する。また、シェアオフィスの利用促進を図る。

(4) 公2会計（クラスター推進センター）

ア イノベーションが生まれる仕組みづくり

これまでに築いてきたネットワークや収集してきたシーズ・ニーズ情報を活かして、イノベーションの創出を更に推進するための仕組みづくりに取り組み、神戸において、革新的な技術が次々に生まれるエコシステムの形成を進める。

イ グローバル展開も見据えた地元企業等に対する事業化支援

医療機器、創薬・バイオ、ヘルスケア、スタートアップの各分野において、シーズ探索から販路開拓まで一貫した事業化支援を継続して行う。また、地元企業のグローバル展開を支援するとともに、海外企業の神戸進出も支援する。これらの取り組みを通じて、代表的な革新的製品の創出や国内外で活躍するスタートアップの育成を目指す。

ウ 魅力的なクラスターの形成

神戸医療産業都市を構成する様々な組織や団体の要望を踏まえながら、交流・ネットワーキングの場の提供や相談窓口の利便性向上などにより、連携強化や人材確保・育成支援、研究・操業環境の更なる充実を図る。

さらに、国内外のクラスター等との連携・交流を促進し、神戸の更なるプレゼンス向上を目指す。

(5) 公4会計（医療イノベーション推進センター）

ア 早期段階シーズの育成

医学分野のみならず、異分野発の先端科学技術も医療開発へ展開するため、橋渡し研究支援体制を強化する。当機構発シーズの開発に注力し、実用化に向けた取り組みを進める。

また、機構外の有望なシーズに対しても非臨床開発段階から支援を行い、臨床開発へと繋げる。

イ 治験・臨床研究の推進・管理

医師主導治験、企業治験（国内外企業）、特定臨床研究、観察研究の受入を促進し、サイエンスの深耕及び安定的な収入への貢献を図る。自機関での橋渡し研究支援体制が不十分なアカデミアへの支援、学会や研究会主導のレジストリ研究への支援に注力する。また、外部 CRO とも連携し、臨床研究の受入拡大を進める。

ウ 公益性の高い事業の推進

行政が保有する医療・健康関連ビッグデータを活用することで、ビッグデータ整備・解析のノウハウを蓄積し、研究者等へサービスとして提供できる事業への発展を目指す。また、AI 技術を用いた新たな研究を外部機関と連携し推進する。

また、令和5年より日本医師会から引き継いだ「新治験計画届作成システム」の安定的な維持・管理を行う。このほか、国際的希少疾患コンソーシアムである Orphanet（本部：パリ）に日本を代表する機関として加盟し、国内外における希少疾患関連情報の充実を図る。

（6）公5会計（再生医療製品開発室）

ア 角膜再生製品の受託製造及び製造・品質管理方法の変更等に関する業務

製造販売承認後再生医療等製品（角膜再生製品）の製造・品質管理方法及び GCTP 体制に関する変更・改良の業務（新規製造所整備とプロセスバリデーション等）を実施する。

イ 軟骨再生製品の製造実施及び実施支援と製造販売承認申請支援

新規製造施設整備とプロセスバリデーションを進め、再生医療等製品（軟骨再生製品）の変形性膝関節症に対する検証的治験製品製造体制を整備する。また、外傷性軟骨損傷に対する製造販売承認申請を支援する。

（7）収1会計（医薬品等製造受託業務）

ア 治験用 PET 薬剤製造受託

神戸市立医療センター中央市民病院と共同で治験用 PET 薬剤製造事業を行うことにより収益を確保するとともに、神戸医療産業都市の中核的医療機関である同病院における臨床試験の推進を支援する。

イ 角膜再生製品の受託製造

製造販売承認後再生医療等製品（角膜再生製品）の受託製造を実施する。その目的のため、製造所の GCTP 管理体制を維持・強化する。

（8）収2会計（賃貸）

ア 国際医療開発センター（IMDA）等の管理運営

IMDA における企業等の入居率の維持、収入の確保並びに施設の適切かつ効率的な管理運営に努める。

また、神戸アイセンター病院や神戸医療イノベーションセンター（KCMI）等にかかる資産の賃貸借を行う。

(9) 収3会計（動物実験飼育施設利用運営）

ア 動物実験飼育施設の利用運営

神戸医療産業都市推進機構の研究部の動物実験支援や、CLIK 内に入居するベンチャー企業の動物実験の研究支援を継続する。動物愛護管理法等の関連法規を遵守しながら、多角化する動物実験に対応し、安全に各種動物実験の支援を進めていく。

また NBRP 加齢マウス供給事業を推進し、我が国の基礎老化研究基盤を構築する。

2 財務諸表

(1) 予定正味財産増減計算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

(単位：千円)

	合計	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引消去
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	2,147	-	-	2,147	-
受取補助金等	1,233,926	1,109,828	70,088	54,010	-
受取寄付金	820,365	530,918	-	289,447	-
事業収益	1,609,261	755,124	784,128	70,009	-
受取負担金	2,040	2,040	-	-	-
雑収益	114,527	109,673	4,854	-	-
経常収益計	3,782,266	2,507,583	859,070	415,613	-
(2) 経常費用					
事業費	3,504,159	2,538,296	965,863	-	-
管理費	510,728	-	-	510,728	-
経常費用計	4,014,887	2,538,296	965,863	510,728	-
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 232,621	△ 30,713	△ 106,793	△ 95,115	-
当期経常増減額	△ 232,621	△ 30,713	△ 106,793	△ 95,115	-
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用					
経常外費用計	-	-	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	-	-	-	-	-
法人税	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△ 232,621	△ 30,713	△ 106,793	△ 95,115	-
一般正味財産期首残高	△ 1,217,630	1,806,010	1,110,511	△ 4,134,151	-
一般正味財産期末残高	△ 1,450,251	1,775,297	1,003,718	△ 4,229,266	-
II 指定正味財産増減の部					
(1) 指定正味財産増加額					
受取補助金等	4,819	4,819	-	-	-
(2) 一般正味財産への振替額	△ 288,131	△ 218,043	△ 70,088	0	-
当期指定正味財産増減額	△ 283,312	△ 213,224	△ 70,088	0	-
指定正味財産期首残高	4,761,866	2,897,240	540,638	1,323,988	-
指定正味財産期末残高	4,478,554	2,684,016	470,550	1,323,988	-
III 正味財産期末残高	3,028,303	4,459,313	1,474,268	△ 2,905,278	-

(2) 予定貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	26,967	短期借入金	3,180,000
未収入金	566,752	未払金	366,599
前払金	—	未払費用	45,437
原材料	1,284	前受金	8,214
仕掛品	—	預り金	57,878
貯蔵品	3,518	賞与引当金	32,032
立替金	20	短期リース債務	190,102
前払費用	35,249	流動負債合計	3,880,263
貸倒引当金	△14,103	2. 固定負債	
流動資産合計	619,687	預り保証金	37,222
2. 固定資産		長期リース債務	380,109
(1) 基本財産		固定負債合計	417,330
定期預金	9,209	負債合計	4,297,593
投資有価証券	1,218,356		
基本財産合計	1,227,565	III 正味財産の部	
(2) 特定資産		1. 指定正味財産	4,256,266
研究開発支援基金	770	2. 一般正味財産	△1,053,546
受取寄付金	87,713	正味財産合計	3,202,720
受取補助金等	549,167		
施設整備積立預金	366,132		
土地	910,479		
建物	2,100,965		
建物減価償却累計額	△656,475		
什器備品	1,294,212		
什器備品減価償却累計額	△1,257,360		
特定資産合計	3,395,603		
(3) その他固定資産			
建物	2,258,574		
構築物	100,115		
建物・構築物減価償却累計額	△756,271		
什器備品	806,076		
什器備品減価償却累計額	△758,217		
リース資産	200,708		
リース資産減価償却累計額	△92,238		
リース投資資産	481,731		
電話加入権	1,255		
著作物等	3,221		
施設利用権	25		
敷金	1,887		
長期前払費用	10,592		
その他固定資産合計	2,257,458		
固定資産合計	6,880,626		
資産合計	7,500,313	負債及び正味財産合計	7,500,313

【参考1】収支予算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	合 計	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引消去
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	2,147	—	—	2,147	—
事業収入	1,609,261	755,124	784,128	70,009	—
補助金等収入	1,009,566	955,556	—	54,010	—
負担金収入	2,040	2,040	—	—	—
寄付金収入	820,365	811,865	—	8,500	—
雑収入	114,527	109,673	4,854	—	—
事業活動収入計	3,557,906	2,634,258	788,982	134,666	—
2. 事業活動支出					
事業費支出	3,131,174	2,353,778	777,396	—	—
管理費支出	494,226	—	—	494,226	—
事業活動支出計	3,625,400	2,353,778	777,396	494,226	—
事業活動収支差額	△67,494	280,480	11,586	△359,560	—
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
特定資産取崩収入	800,000	519,053	—	280,947	—
投資活動収入計	800,000	519,053	—	280,947	—
2. 投資活動支出					
特定資産支出	804,819	804,819	—	—	—
固定資産取得支出	45,565	38,370	7,195	—	—
敷金保証金支出	—	—	—	—	—
投資活動支出計	850,384	843,189	7,195	—	—
投資活動収支差額	△50,384	△324,136	△7,195	280,947	—
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
借入金収入	3,180,000	—	165,000	3,015,000	—
財務活動収入計	3,180,000	—	165,000	3,015,000	—
2. 財務活動支出					
借入金返済支出	3,180,000	—	220,000	2,960,000	—
財務活動支出計	3,180,000	—	220,000	2,960,000	—
財務活動収支差額	—	—	△55,000	55,000	—
当期収支差額	△117,878	△43,656	△50,609	△23,613	—

【参考2】

①事業別予定収入明細書

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

(単位：千円)

事業	収入合計 (A)	内 訳					受取寄付金 のうち 神戸市からの 出捐金
		基本財産 運用収入	事業収入等	補助金等収入	寄付金収入	繰入金収入等 その他収入	
公益目的事業会計	3,149,561	—	863,087	896,604	811,865	578,005	519,053
先端医療研究センター (公1会計)	1,887,112	—	273,984	396,293	809,215	407,620	373,753
クラスター推進センター (公2会計)	362,051	—	—	312,051	—	50,000	50,000
医療イノベーション推進センター (公4会計)	694,087	—	589,103	19,385	2,650	82,949	75,300
再生医療製品開発室 (公5会計)	206,311	—	—	168,875	—	37,436	20,000
収益事業等会計	953,982	—	788,982	—	—	165,000	—
医薬品等製造受託業務 (収1会計)	136,807	—	136,807	—	—	—	—
賃貸事業 (収2会計)	721,075	—	556,075	—	—	165,000	—
実験動物飼育受託事業 (収3会計)	96,100	—	96,100	—	—	—	—
法人会計	3,430,613	2,147	70,009	54,010	8,500	3,295,947	280,947
合 計	7,534,156	2,147	1,722,078	950,614	820,365	4,038,952	800,000

②事業別予定支出明細書

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

(単位：千円)

事業	費用合計 (B)	内 訳					収支差額 (A-B)
		人件費	物件費	特定資産 積立支出	固定資産 取得支出	繰入金支出等 その他支出	
公益目的事業会計	3,196,967	1,085,167	1,268,611	804,819	38,370	—	△47,406
先端医療研究センター (公1会計)	1,924,546	313,092	777,075	800,719	33,660	—	△37,434
クラスター推進センター (公2会計)	366,110	222,283	143,627	—	200	—	△4,059
医療イノベーション推進センター (公4会計)	700,000	508,751	187,149	4,100	—	—	△5,913
再生医療製品開発室 (公5会計)	206,311	41,041	160,760	—	4,510	—	—
収益事業等会計	1,004,591	45,151	732,245	—	7,195	220,000	△50,609
医薬品等製造受託業務 (収1会計)	133,939	20,996	112,048	—	895	—	2,868
賃貸事業 (収2会計)	674,273	6,492	441,481	—	6,300	220,000	46,802
実験動物飼育受託事業 (収3会計)	196,379	17,663	178,716	—	—	—	△100,279
法人会計	3,454,226	228,313	265,913	—	—	2,960,000	△23,613
合 計	7,655,784	1,358,631	2,266,769	804,819	45,565	3,180,000	△121,628

〔6〕 主要事業の推移（令和3年度～令和5年度）

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療イノベーション推進センター			
・研究相談件数（累計）	851 件	888 件	922 件
・研究プロジェクトの支援件数（累計）	481 件	511 件	532 件
・公表論文件数（累計）	355 件	378 件	404 件
クラスター推進センター			
・進出企業・地元企業等からの相談件数	102 件	91 件	126 件
・「医療機器等事業化促進プラットフォーム」における具体的事業化に向けた継続支援案件	53 件	56 件	44 件
・HBI イノベーションプログラムによる共同研究契約締結数	2 件	2 件	2 件
・ヘルスケア分野の事業化に向けた継続支援案件（累計）	16 件	21 件	25 件
・ヘルスケア開発市民サポーター登録者数	2,341 件	2,533 名	2,923 名
・進出スタートアップ数（年度末）	68 件	75 社	76 社



K BIC

KOBE Biomedical Innovation Cluster